

第6回入間市指定管理者候補選定委員会会議録

- 1 日 時 平成30年7月4日(水) 午前10時30分～午前11時40分
- 2 場 所 入間市役所 5階 503会議室
- 3 出席者 委員長 副市長 友山宏一
委 員 企画部長 加藤 保夫、総務部長 田雑 弘章、健康推進部長 晝間 昭彦、永瀬 久、小林 由利、押木 正己、
所管課 スポーツ推進課長 齋藤 忠士、主幹 今井 文香、
事務局 企画部次長 浅見 嘉之、企画課長 玉井 栄治、主幹 亀田 一生、
副主幹 齋藤 謙次郎
- 4 欠席者 なし
- 5 対象施設 入間市体育施設
- 6 議 事
議 題
 - (1) 選定方法について
 - (2) 募集要項、業務仕様書について
 - (3) 採点方法について

(1) 選定方法について

委員長：選定方法について事務局から説明いただきたい。

事務局：選定方法については、複数の業者から広く募集を行う「公募による方法」と特定の業者の応募を求める「非公募による方法」がある。指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインによると、総務省は「指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させること」としており、本市においても、「指定管理者の選定は原則公募とする。」とある。また、「ただし、以下の理由があてはまる場合には、公募によらない選定方法をとることができるものとする。この場合、指定管理者制度創設の趣旨を鑑み、相当程度の合理性が認められる場合に限定する。」となっており、理由によっては非公募とすることもある。

委員の皆様には、入間市体育施設の指定管理者候補選定について、どちらの選定方法で、募集を行うかを決定していただきたい。

ここで過去の経緯について説明する。なお、体育施設とひとくくりにはしているが、中央公園とそれ以外とで、指定管理者制度の導入時期は異なる。まず、中央公園以外の体育施設に指定管理者制度を導入したのは、平成18年4月になる。新規導入時の選定方法は、その他公募によらない方法をとることに相当の理由があるときとして、非公募による選定となった。その理由としては、「公の施設への指定管理者制度適用に係る指針」において、「当該公の施設の管理運営を目的

として市が主体的に設立した法人等を指定するとき。」及び「公共的団体に委託しており、平成18年度からの指定にあたっては公募への移行に関し条件整備が整わないと判断されるとき」に該当となったことによる。

次に、2期目の更新では、「公の施設への指定管理者制度適用に係る指針」にある「現に指定管理者として指定している団体の実績等の評価が良好なとき」に該当になったものである。当時実施した第三者評価においても評価が良かったことから、2期目についても、非公募となり、現指定管理者が引き続き指定を受けることになった。3期目の更新においても年間を通して安定した管理体制を確立し、安全性、利便性の向上を図ることが提案されていることが評価され、2期目と同様に非公募となっている。なお、「公の施設への指定管理者制度適用に係る指針」は、平成27年5月に「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」が策定されたことにより、廃止となっており、今回が現在運用しているガイドライン策定後初めての選定ということになる。

次に、中央公園は平成28年4月から指定管理者制度を導入している。この時は、中央公園に設置されている運動施設やプールなど、同様の施設管理の実績がある入間市振興公社に、他の体育施設と併せて施設管理をお願いすることで効率的な運用を図ることができることから、現在のガイドラインにも規定されている「特別な事情がある場合」に該当するため、非公募により指定管理者を選定した。また、指定管理期間を3年間とすることで、平成31年度から指定管理期間の更新となる他の体育施設に含め、一緒に指定管理を行えるようにしたものである。

委員長：続いて、所管課であるスポーツ推進課の公募非公募についての意見をいただきたい。

所管課：施設を所管するスポーツ推進課が考える「入間市体育施設の選定方法」について説明する。現在の体育施設は3期目の指定管理期間の最終年にあたる。これまでも良好な関係を築き、施設の適正な維持管理、経費削減、地域との密接な連携を図ってきている実績、第三者評価で安定した管理運営が築けている点から、現在の指定管理者に引き続きお願いしたい考えはあるものの、指定管理者の選定は原則公募であるということ、また体育施設の管理運営という性質を考えると非公募とする特別な理由は存在しないと考える。

委員長：所管課の説明によれば非公募による応募の規定に該当する理由がないとのことで、複数の業者から広く募集を行う「公募による方法」とすることでよろしいか意見や質問をお願いしたい。

委員長：特に意見がないようなので、公募として決定してよいか。

委員：よろしい。

委員長：では体育施設については、公募として決定する。

(2) 募集要項について

所管課：最初に資料6-1 入間市体育施設募集要項案について説明する。

はじめに1「指定管理者制度導入の目的」として、「入間市体育施設設置及び管理条例」をはじめとする関係例規を十分理解の上、民間のノウハウ、専門性を生かした提案を期待するものである。2「施設の概要」の「基本方針」として次のことを記載している。体育施設の大半は昭和40年代から50年代にかけて設置された施設であり、近年経年劣化が進んでいる。市民体育館についても耐震化及び長寿命化に向けた改修工事を実施し完了したところである。他にも、設備やスポーツ器具の日常点検や迅速な修繕対応を通して、利用者の活動に支障無く施設を提供することが重要であると考え。さらに、「入間市スポーツ推進計画」では「スポーツを通じて健康で活力に満ちたまち いるま」を基本理念として、市民の誰もがライフステージに合わせて、生涯に渡りスポーツを楽しみ、心身ともに健康で豊かな生活の実現を目指しており、週1回以上のスポーツ実施率50%以上を目標としている。今回の募集にあたってはこれらを踏まえ、施設の適正な維持管理や快適な施設提供、市民ニーズを反映した利用者増加の取組、魅力的な事業実施など民間の実績を生かした費用対効果の高い管理運営を期待するものである。「施設の概要」の最後に記載させていただいたが、富士見公園のソフトボール場と少年少女サッカー場の施設貸出・許可・利用集計である。施設の維持管理については、所管する都市計画課が行うが、貸出等については、指定管理者にお願いする項目である。次に3「管理の基準」として、使用時間や休館日等、について記載している。また、4で「業務内容」を記載しているが業務の詳細については仕様書に記載している。5「経費等に要する事項」として、使用料や指定管理料についての説明、指定管理料の精算、施設の修繕等について記載している。6「指定管理料」については平成31年度から35年度までの指定管理料の上限額を示している。詳細については年度協定書において決定する。また、7「指定の期間」、8「指定管理者と市との業務役割分担」、9「指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項」を記載した。また、10「特記事項」として、指定期間中において大規模修繕等により休止する場合には、指定管理業務及び基本協定書の内容について、指定管理者と協議の上、変更することがあることを明記した。11「申請の資格」についてはガイドラインによるものであり、応募者を制限しているものである。12「提出書類」について、特に体育施設の管理運営に係る事業計画書として、費用対効果の高い施設の運営について提案いただくものである。13「指定管理者の公募手続き」では今後のスケジュールについて記載した。現地説明会については、8月1日（水）に実施する。次に14「選定方法」で選定方法や審査方法、選定基準、審査のポイントを記載している。主なポイントとしては、効果的かつ効率的な管理、指定管理料削減の

工夫、質の高いサービス、「入間市スポーツ推進計画」の視点に立った提案、地域との連携、危機管理体制である。また、「審査項目一覧」として、審査項目と各配点を明記した。特に体育施設の特徴から、施設を安全安心に利用していただくため、「施設の管理基準及び管理体制」、地域社会全体でスポーツの推進を図るための「地域との連携・協働」、について配点を高くした。この審査項目に沿って審査いただき、配点の合計点を300点満点としており、最低基準点を7割の210点とさせていただいた。

次に業務仕様書（案）について説明させていただく。2「管理運営に関する基本的な考え方」として、12項目にわたって記載させていただいた。5「使用期間及び時間」について施設ごとに明記したものである。また、10「業務内容」は、募集要項で示したものをより詳しく記載したものであり、体育施設の使用許可や使用料徴収に関する業務、体育施設の維持管理に関する業務、体育施設の事業運営に関すること、事業計画及び事業報告、その他について記載している。特にプール管理運営業務については、昨年度のプール事故を踏まえ、事故防止に向けた対策として、国の指針や県要綱、市の管理マニュアルに基づき、安全管理を徹底するとともに適切な管理運営を行うことを明記した。11「経費等について」の予算の執行では修繕費の支出は1件130万円以下を対象とし、協定書で定めた予算額以内で執行することを明記した。また、15「業務の評価」として、協定書及び指定管理者の事業提案に基づく業務の実施水準について、市及び指定管理者による業務評価を実施することを明記している。評価が著しく低い場合や改善等が見られない場合は、指定管理者の取消しを行うことがあることを記載している。

説明は以上となるが、最後に参考資料として、現行の職員体制や過去の修繕記録を追加で委員に配付させていただいてもよいか。

委員長：よろしい。

委員：参考として配付された職員体制や修繕一覧については、委員会としての参考資料なのか。それとも仕様書の参考として添付するものなのか。

委員：職員体制については指定管理者の努力次第かもしれないが、プールの監視体制については、最低この人数が必要であることを県や警察に示しているものであり、明記する必要があるのではないか。

所管課：ご指摘のとおり、プールの監視体制については、最低限守ってもらう人数を明記しているため、仕様書の別記として掲載させていただく。

委員長：募集要項（案）や仕様書（案）について意見や質問はあるか。

委員：募集要項（案）の「申請の資格」において、①から③は指定管理者となることができない、④から⑤は応募資格を与えない、⑥から⑩は申請を制限するとあるが、申請を制限するとはどういうことか。

事務局：①から③については、「入間市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例」で指定管理者となることができないことを規定しており、④から⑤については「同条例施行規則」で応募の資格を与えないとしているものである。⑥から⑩については条例や規則で規定しておらず、ガイドラインにおいて申請を制限しているものである。制限という表記については、今後ガイドラインの改訂の際に検討していきたい。

委員：プールの監視員については、再委託しているとのことによいか。

所管課：現在は再委託である。昨年事故を踏まえ、また保健所からの指導等に基づいた人数の監視員を配置している。

委員：管理については指定管理者の責任で行い、市が直接関与するということはないか。

所管課：指定管理者の責任において、管理運営を行うものである。

委員：施設の修繕一覧表で、「自主修繕」とあるがこれはどういうものか。

所管課：現在の指定管理者が、業者に依頼せず自前で修繕しているものについて「自主修繕」としており、材料費のみの支出となる。

委員：そういった修繕も含み130万円以内におさえ、予算の範囲内で修繕を行っていると解釈してよいか。

所管課：130万円というのは1件あたりの上限額であり、修繕費全体の予算額内で実施しているものである。

委員長：他になければ、所管課で示した案で決定してよろしいか。

委員：よろしい。

委員長：募集要項、仕様書について、所管課案のとおりとする。

(3) 採点方法について

事務局：募集要項で定めた審査項目に基づき作成したのが、「指定管理者候補選定委員会審査票（案）」であり、応募者によるプレゼンテーション終了後に委員に記入していただくものとなる。応募書類やプレゼンテーションで提案された内容等を審査いただき、5点（優れている）・4点（良い）・3点（普通）・2点（やや劣る）・1点（劣る）の5段階で採点し、採点欄に記入していただく。5点満点で採点いただき、その採点に1～5を乗じて得た点をその項目の得点とする。

最終的な候補の決定方法は、①資格審査として、提案者が申請制限に該当するかどうかを施設所管課と事務局で確認する。次に、②提案審査として、より公平に評価するため、最高点と最低点を除いて算出した平均点をその審査項目の選定委員会としての評価点とする。施設の適正な管理運営と市の求める公共サービス要求水準を担保するため、最低基準点を設け、配点合計の7割の210点とする。

委員長：何か意見はあるか。なければ、採点方法は事務局案でよいか。

委員：よろしい。

委員長：では採点方法については事務局案とする。

7 その他

次回の日程について

募集要項等の配布 7月18日～8月23日

応募者に対する現地説明会 8月1日 午前8時30分から午後4時

応募者からの質問受付 7月30日～8月10日

申請書受付 8月24日～9月4日

提案者によるプレゼンテーション 10月4日（指定管理者候補選定委員会）

以上